各小・中学校長 様

熊野市教育委員会事務局 学 校 教 育 課 長

学校において感染者等が発生した場合の対応について(通知)

令和3年1月13日付けで通知したこのことについて、別添のとおり改訂しました。

つきましては、関係職員に周知願います。

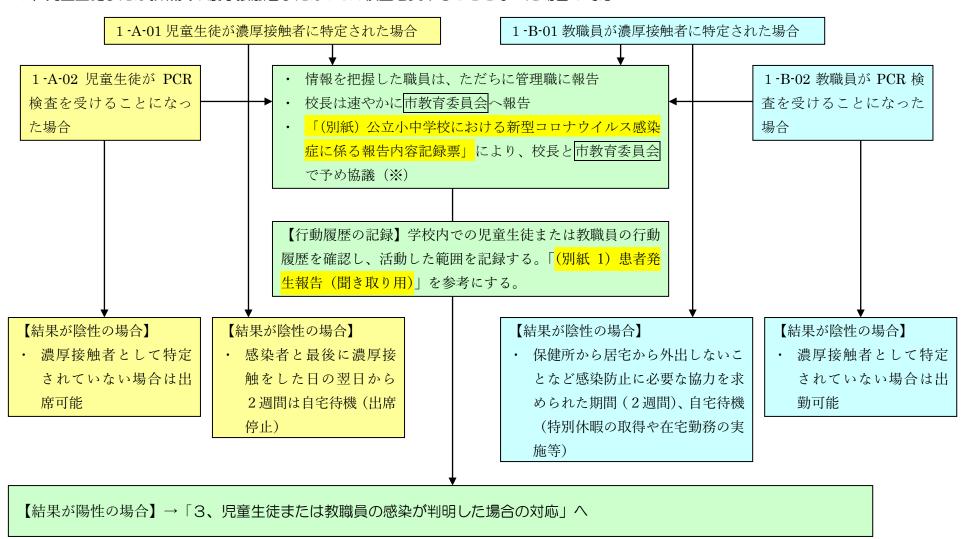
記

送付書類

- 1、 児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合の対応
- 2、 児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合の対応
- 3、 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の対応①~③
- 4、 (別紙)公立小中学校における新型コロナウイルス感染症に係る報告内容記録票
- 5、 (別紙1) 患者発生報告 (聞き取り用)

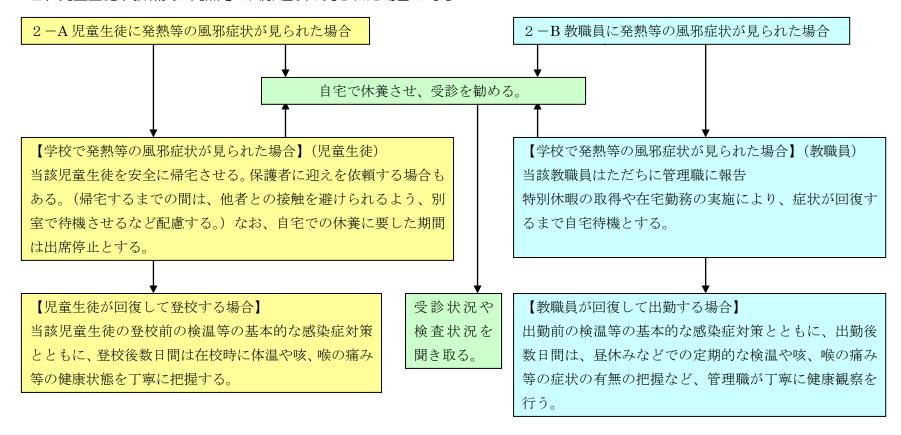
[事務担当:熊野市教育委員会事務局 学校教育課長 佐藤 卓哉TEL0597-89-4111 (内 410) /FAX0597-89-6614]イントラPC Eメール kmk793@kumano-city.ed.jp

1、児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合の対応

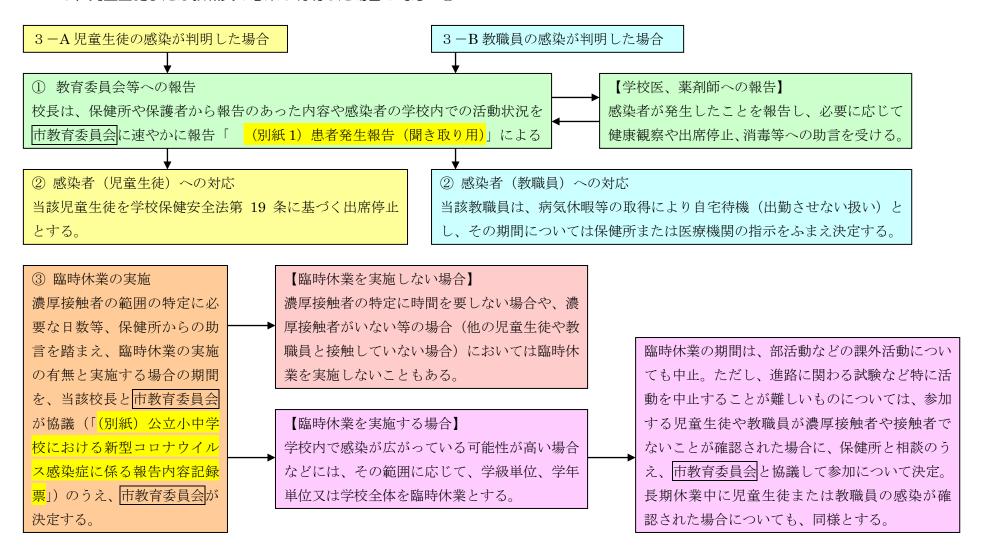


(※) 臨時休業の実施、児童生徒及び保護者への連絡、児童生徒への指導、報道提供等を迅速に行うため。

2、児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合の対応



3、児童生徒または教職員の感染が判明した場合の対応一①



3、児童生徒または教職員の感染が判明した場合の対応一②

④ 児童生徒及び保護者への連絡

全校児童生徒及び保護者に対して感染者が発生したこと、その状況(※1)、臨時休業の実施の有無と実施する場合の期間、学校における消毒等の感染防止対策を実施すること、休業中の学習方法、不要不急の外出を控えること、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮について連絡する。(メール・文書等)

なお、感染者の状況を説明する際には、感染者の意向を確認し対応することとし、特に児童生徒が感染した場合には、保護者の意向も確認したうえで必要な配慮を行うこととする。

(※1) 他の児童生徒や保護者の不安を解消するため、児童生徒は学年や部活動、教職員は担当学年・部活動等についても想定しているが、 具体的な内容は当該校と市教育委員会とで協議する。

- ⑤ 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校名の公表
- ・ 【学校名の公表】県の新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染者情報について、「個人情報に配慮したうえで、県民の不安解消、感染症に備えるために必要なリスク情報は積極的に公表していく。」こととされていることをふまえ、原則として居住市町名、10代等の年齢、性別等と感染者が確認された学校名を公表する。
- ・ 【公表についての事前説明】このため、校長は、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、当該児童生徒と保護者、PTA 役員に学校名を公表することについて事前に説明する。
- ・ 【感染者の人権に配慮】学校で感染者または濃厚接触者が確認された際、差別やいじめにつながらないよう、学校全体で感染者の人権に配慮しつつ、正確な情報を児童生徒に伝えるとともに、感染症に対する正しい知識や人権への配慮等について一層の指導を行う。(※2)

(※2) 県教育委員会では、感染者が確認された学校について、ネットパトロールによる検索を強化し、児童生徒や学校にかかわる書き込みを確認した場合は迅速に当該校と共有する。

⑥ 消毒の実施

保健所及び学校薬剤師等の指導のもと、<mark>市教育委員会</mark>に備えてある消毒セットを使用し消毒を行う。当該感染者が活動した範囲を特定して 汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノールまたは、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒 する。

3、児童生徒または教職員の感染が判明した場合の対応一③

(7) 濃厚接触者の特定、感染行動履歴把握

保健所による感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定にかかる調査がなされることから、これに協力し、特に学校内での児童生徒または教職員の行動履歴・範囲について、本人や他の教職員とともに把握を行う。

なお、行動履歴については、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は症状が現れた日の2日前から、症状がない場合は 検体を採取した日の2日前から、入院あるいは自宅等に待機を開始したまでの間(感染可能期間)について、学校内での活動範囲や接触者 を把握し、記録する。その際「(別紙1) 患者発生報告(聞き取り用)」を参考にする。

⑧ 学校で濃厚接触があった場合の対応(児童生徒)

濃厚接触者として特定された児童生 徒については、感染者と最後に濃厚接 触をした日の翌日から2週間出席停 止とする。 ⑧ 学校で濃厚接触があった場合の対応(教職員) 濃厚接触者として特定された教職員は、保健所から居 宅から外出しないことなど感染の防止に必要な協力 を求められた期間(2週間)特別休暇の取得や在宅勤 務の実施等により出勤させない扱い(自宅待機)とす る。 ⑧ 学校で濃厚接触があった場合の対応 休業期間の延長や消毒などの対応が必 要かどうかについて保健所と協議を行 う。(その際、濃厚接触者数や接触状況 を考慮する。)

⑨ 感染が不安で欠席する児童生徒への対応

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能とする。

⑩ 欠席をした児童生徒への対応

欠席をした児童生徒には、学習課題の提供、電話等により、授業日の内容を伝達し、学習を支援する。特別な事情のある児童生徒には、タブレットの貸し出しを行う。欠席をした児童生徒の様子や欠席理由を教職員間で適切に共有する。

4、児童生徒または教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

児童生徒

① 自宅待機の依頼

児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合には、学校に連絡し、同居家族の陰性が確認されるまで当該児童生徒は自宅で 待機することを依頼する。

②児童生徒の出席停止・自宅学習について

児童生徒が自宅で待機することとなった際の出席の取扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」により出席停止とする。自宅待機中の児童生徒には、学習課題の提供、電話等により学習を支援する。

教職員

① 自宅待機の指示

・ 保健所から居宅から外出しないことなど感染防止に必要な協力を求められた期間 (2週間)、自宅待機 (特別休暇の取得や在宅勤務の実施)

③保護者への説明

濃厚接触者である児童生徒または教職員が、検査の結果陽性となった場合には、関係する学級・学年や部活動の児童生徒がさらなる濃厚接触者となり、授業や修学旅行等の学校行事、進路に関わる試験、部活動の大会などに影響が出ることがあり、またその結果、当該児童生徒に心理面で負担がかかる可能性があることを保護者に丁寧に説明するとともに学校においても配慮を行う。

熊野市小中学校における新型コロナウイルス感染症に係る報告内容記録票

1	基本情	青報						
2	学校名							
	PCR 検査を 受ける者の名前							
	年齢・性別			歳	男·	女		
	報告対象者の区分		□教職員 □児童生徒 ※「教職員」にはスクールサポートスタッフ等の外部人材も含む					
	現在の症状							
	教職員	役職	□校長 □講師	□教頭 □その他(□教諭)		
		指導学年、指導科目等 (担任、部活担当等も記載)						
	児童生徒	学年・組・部活動等						
	PCR検査状況		□検体採取済み(□検体採取予定(□結果判明予定(□未定	月 月 月	日 am·pm 日 am·pm 日 am·pm	時頃) 時頃) 時頃)		
	出勤又は登校の状況							
	陽性0	り場合の対応方針	-					
	学校の消毒等の対応 (業者委託の有無や消毒実施日等)							
	休業予定期間		月	日 ~	月 E]		
	休業を行う学校							
	児童生徒及び保護者 への連絡		(例:○月○日○時に全保	護者にメールで状況	及び休業期間等について	(連絡予定 等)		
	報道への対応							
	公表範囲							
	市としての 対応決定時期							
	その他の情報							

月日時分

患者発生報告(聞き取り用)

	発信者:	(続柄:)	
	連絡先 (TEL):)
1、名前(年 齢) 居住地		(歳)	
2、学年・組	 年 組				
3、家族構成	十 旭				
4、感染発覚の 経緯					
5、症状の有無	有・無				
有の場合	(発症日)				
	(症 状)				
6、行動歴	・出席状況、主な活動等・部活動:・学校外の活動				
7、その他					